

令和 4 年 7 月 29 日

各学部・研究科長
医学部附属病院長
各研究所長
各学内共同教育研究施設長
附属図書館長 殿
各本部・機構長
男女共同参画室長
事務局参事役及び各部長
法人内部監査室長

国立大学法人弘前大学長
福田 眞 作
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について【第 8 版】(通知)
(登校・出勤制限期間の変更等)

本学における新型コロナウイルス感染症に係る対応について、オミクロン株流行に伴う国内の状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について【第 8 版】」のとおり改訂いたしました。

濃厚接触者の待機期間並びに報告手続き等について、オミクロン株の特性に合わせて改訂するとともに、様式も一部変更いたしましたので、お知らせします。本対応については、通知日をもって適用することとし、同日時点で濃厚接触等の事由により待機中の者にも適用いたします。

については、学生及び職員に周知するとともに、適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、本町地区の部局等において独自の対応を定めている場合は、当該部局等の対応を優先してください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について【第 8 版】
2. 新型コロナウイルス感染症感染等報告書 (別紙 1)
3. 経過観察日誌 (様式 3)
4. フローチャート
5. (参考 1) 登校・出勤制限期間及び解除について
6. 「改訂概要」新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について【第 8 版】

担当：保健管理センター (0172-39-3118/3128)
hoekan_covid19@hirosaki-u.ac.jp

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について【第8版】

2022. 7. 29 改訂 弘前大学

- ◆**報告先**：教職員は所属部局の総務担当に、学生は所属部局の教務担当に報告すること。
- ◆本町地区で独自対応を定めている部局の教職員・学生は、所属部局が定める対応に従うこと。

【1】日常の感染防止対策について

【1】 1. 感染防止対策について

- 1) 感染防止4原則を常に心掛けてください。
①不織布マスク着用、②消毒、③換気、④距離確保
- 2) 感染力の強いウイルスは、マスク未着用で15分程度の会話で感染するとの報告もあります。
普段一緒に生活していない人との会食に関しては、特に注意が必要です。
- 3) 厚生労働省が推奨する「COCOA(新型コロナウイルス接触確認アプリ)」を利用しましょう。

【1】 2. 体調管理・行動記録について

- 1) 毎日、朝・晩検温し、「経過観察日誌（様式3）」に記録してください。必要に応じて、提出を求められることがあります。
- 2) 感染した場合に備え、「行動記録（いつ、どこで、誰と会ったか等）」を作成しておきましょう。
- 3) 初期症状では風邪との判別ができません。風邪症状があった場合には、感染を疑ってください。

【2】感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

【2】 1. 感染者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 感染者となった場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に**報告**してください。
- 3) 保健所の指示に従ってください。
- 4) 療養終了後、保健所から指示された解除日をもって登校・出勤制限は解除となります。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。

【部局担当】

- ①「感染等報告書（別紙1）」、「行動記録票」を作成し、コロナ専用（s-567@hokekan_covid19@）に報告する。
（以降、療養期間等の続報は不要。）
- ③保健所が指示した制限解除日をもって、登校・出勤制限は解除となり、翌日から登校・出勤可能となる旨伝える。

【2】 2. 濃厚接触者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 濃厚接触者となった場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に**報告**してください。
- 3) 登校・出勤制限の期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間となります。
- 4) 発熱等の症状がなければ、6日目に解除となります。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策には十分に留意して生活してください。
- 6) 待機中に体調が悪化した場合は、速やかに保健所又は県のコールセンターへ連絡し、医療機関を受診してください。

※ 保健所から直接連絡はないが、「濃厚接触者」となる場合の例

- ・感染者自身（他者）から「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。

【部局担当】

- ①「行動記録票」は、後日「感染者」となった場合に備えて作成しておくこと。
- ②待機期間中に体調が悪化した場合は、速やかに保健所又はコールセンターに連絡するよう指示しておくこと。
- ③制限期間日の翌日から登校・出勤可能となる旨伝える。

【2】3. 本人に発熱等の症状がある場合

【学生・教職員】

- 1) 発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 早急に医療機関を受診するとともに、所属部局の担当へ報告してください。
- 3) かかりつけ医がない場合は県のコールセンターへ連絡し、医療機関の紹介を受けてください。
- 4) 医療機関を受診し、下記 A 又は B に該当した場合は、症状軽快後 48 時間で制限解除となります。
A: 検査の結果が「陰性」であった場合
B: 検査不要と診断された場合
- 5) 「経過観察日誌（様式3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。

注 1) 医療機関を受診しない場合は、感染を否定できないため、症状出現から 10 日間登校・出勤を制限します。

注 2) 発熱等の症状が、新型コロナウイルス以外の理由によるものと判断される場合は、登校・出勤制限を解除することがあります。

【部局担当】

- ① 医療機関を受診していない者については、感染防止の観点から、必ず受診するよう指示する。
- ② 検査結果「陰性」又は検査不要と診断された者には、症状軽快後、48 時間で制限解除となる旨伝える。

【2】4. 海外渡航した場合

【学生・教職員】

- 1) 日本入国後は、検疫所の指示に従ってください。
- 2) 政府指定の待機期間が終了するまで、登校・出勤を制限します。
- 3) 入国日、待機期間が決まり次第、所属部局の担当に報告してください。
- 4) 「経過観察日誌（様式3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。
- 5) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 6) 発熱等症状があった場合は、登校・出勤せず、早急に医療機関を受診し、所属部局の担当へ報告してください。

【3】同居者が濃厚接触者となった場合、発熱等症状がある場合

【3】1. 同居者が濃厚接触者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 同居者が濃厚接触者となった場合は、本人（学生・教職員）の登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に報告してください。
- 3) 同居者の検査結果が「陰性」で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限は解除になります。
- 4) 同居者に検査が実施されない場合は、同居者の待機期間（同居者が感染者と最終接触した日の翌日から起算して 5 日間）は登校・出勤を制限し、6 日目から登校・出勤可能となります。
- 5) 同居者の通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで、登校・出勤を制限します。

※ 保健所から直接連絡はないが、「濃厚接触者」となる場合の例

- ・感染者自身（他者）から「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・同居者が通う学校から、「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった。

【部局担当】

- ① 制限期間終了で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限を解除する。

【3】 2. 同居者に発熱等の症状がある場合

【学生・教職員】

- 1) 同居者に発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、本人（学生・教職員）の登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当へ報告してください。
- 3) 同居者が下記 A 又は B に該当した時点で、本人に発熱等の症状がなければ、制限解除となります。
A：医療機関での検査の結果、「陰性」が判明した
B：検査は実施されなかったが、症状軽快し 48 時間経過した

注 1) 発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症以外の理由によるものと判断される場合は、登校・出勤制限を解除することがあります。

【部局担当】

- ①同居者の検査結果が「陰性」、又は症状軽快後 48 時間経過した時点で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限を解除する。

【4】 国内特定地域に移動する場合

【4】 1. 国内特定地域へ移動する場合

【学生・教職員】

- 1) 『国内特定地域』は、本学が独自に指定します。ホームページを逐次更新していますので、常に確認してください。
- 2) 『国内特定地域』へ移動する場合は、移動の3日前までに「国内特定地域移動届（様式1）」により所属部局の担当に報告してください。
- 3) 移動中は、本学が定める感染防止対策を遵守してください。
- 4) 自宅に戻った日の翌日から起算して3日以内に「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」により、移動中の行動を所属部局の担当に報告してください。
- 5) 自宅に戻った日の翌日から10日間の体温、体調等を「経過観察日誌（様式3）」に記録し、各自保管してください。必要に応じて、提出を求める場合があります。
- 6) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 7) 発熱等症状があった場合は、登校・出勤せず、早急に医療機関を受診し、所属部局の担当へ報告してください。

【部局担当】

- ①「国内特定地域移動届（様式1）」、「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」は各部局で保管する。
- ②提出された「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」で、発熱症状「あり」にチェックがあった場合は、登校・出勤を制限する。

【4】 2. 国内特定地域以外へ移動する場合

【学生・教職員】

- 1) 『国内特定地域』以外の地域への移動に関しては、届出等は必要ありません。
ただし、基本的な感染防止対策に関しては、『国内特定地域』での行動と同様に、十分注意してください。

【5】 その他

【5】 1. ワクチン接種による副反応

ワクチン接種後の発熱等は副反応である可能性が高いことから、解熱鎮痛剤等を服用し、体調に問題がなければ、登校・出勤してください。

新型コロナウイルス感染症感染等報告書

報告日	令和 年 月 日	第〇報
報告部局		

●共通

氏名・年齢 (例：20代)		年齢	代
所属・学籍番号・学年 (職員は所属・職員番号)			
連絡先 (電話及びメール)			
区分	<input type="checkbox"/> 感染者	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者	<input type="checkbox"/> 同居者が濃厚接触者
	<input type="checkbox"/> 発熱等症状者	<input type="checkbox"/> 海外渡航者	<input type="checkbox"/> 同居者が発熱等症状者
居住形態 (学生のみ)	自宅 ・ アパート ・ 学生寮 ・ その他 ()		

●学生・教職員 (本人) の状況について、該当項目を記載すること

受診医療機関名/受診日	/ 月 日	
診断結果・指示内容		
検査実施状況	PCR検査： 無・有 (結果/陽性・陰性) (検査日/ 月 日) 抗原検査： 無・有 (結果/陽性・陰性) (検査日/ 月 日)	
過去1週間以内における、 ①海外渡航・国内特定地域 移動歴、②感染リスク行動 (マスク無会食等)の有無	① 無・有 (有の場合は以下記載) 国名： 地域名： 期間： ~	② 無・有 (有の場合は以下記載) 行動内容： 該当月日：
症状自覚日	月 日	
該当する症状をチェック	<input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 喉の痛み <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 倦怠感・疲労感 <input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢・嘔吐 <input type="checkbox"/> その他 ()	
本人から見た感染者との関係 (例：父、友人)	「濃厚接触者」、「同居者が濃厚接触者」の場合に記載	
これまで及び現在の状況・ 今後の見通し等 (同居者が関係する場合は、同居者の状況を含む)		
該当日以降の本学関係者との 接触状況 (学生の場合、課外活動、アルバイト等学外での 本学学生との接触も含む)	最終入構日： 年 月 日	
ワクチン接種状況	無・有 (直近の接種日：令和 年 月 日/ 回目) ワクチンの種類 (<input type="checkbox"/> モデルナ <input type="checkbox"/> ファイザー <input type="checkbox"/> その他 ())	

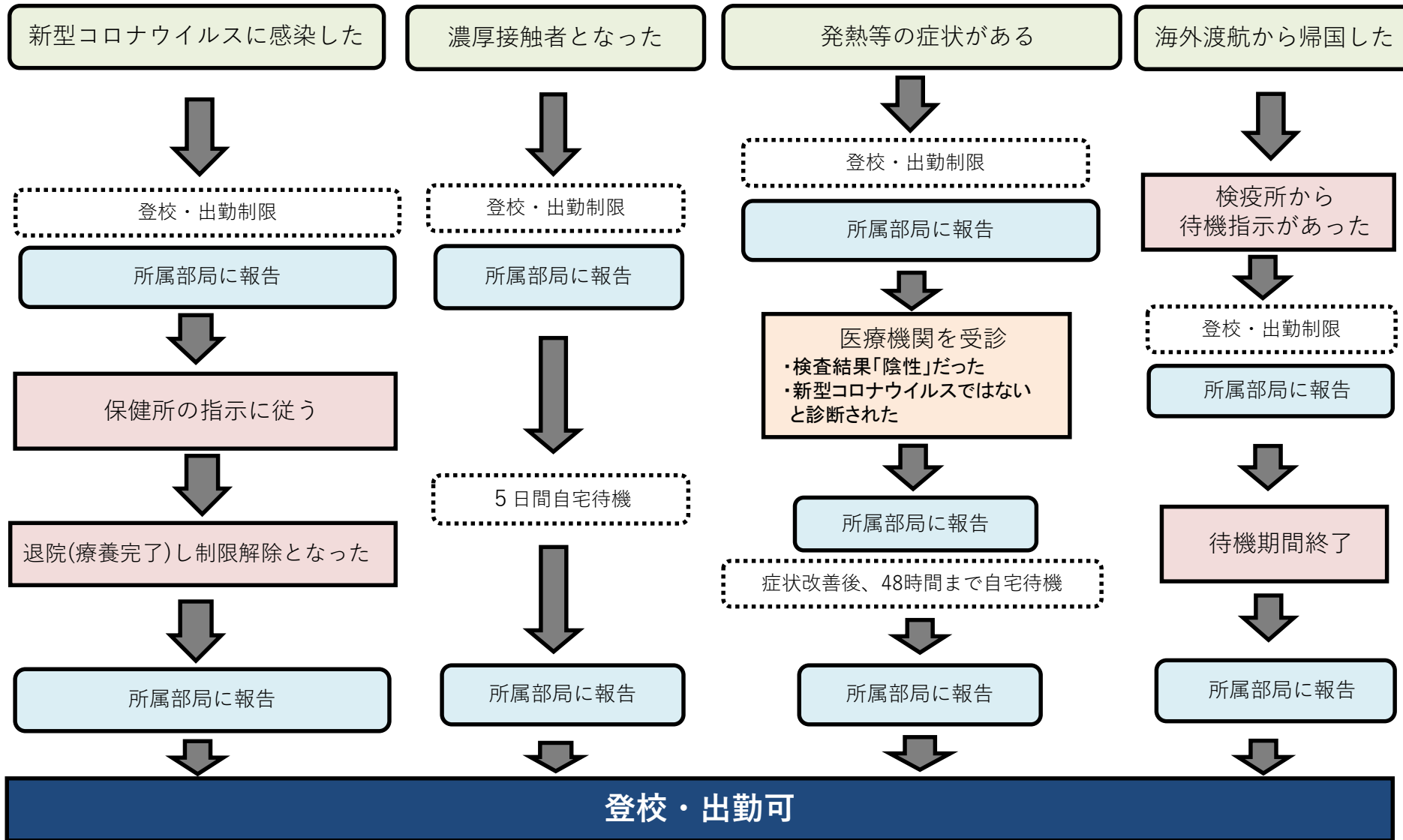
○「感染者」・「濃厚接触者」・「同居者が濃厚接触者」の場合、下記についても記載すること。

連絡があった・した保健所	
保健所からの指示内容 (検査、療養、待機指示等)	

2022. 7. 29 改訂

※部局担当者は、「感染者」が発生した場合のみ、「行動記録票」と合わせて提出すること
提出先/<https://cloud.hirosaki-u.ac.jp/>
連絡先/hokekan_covid19@hirosaki-u.ac.jp、s-567@hirosaki-u.ac.jp

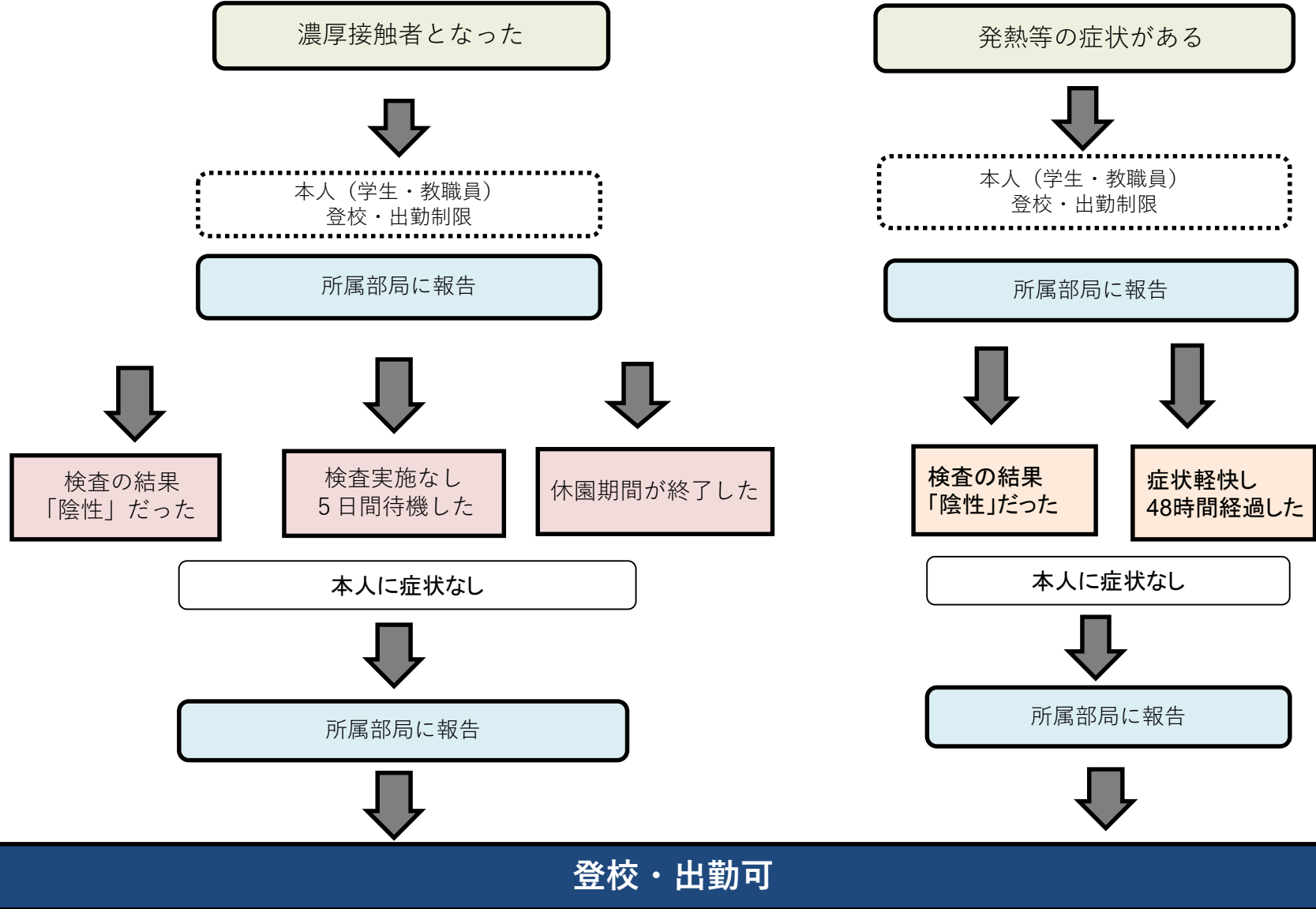
学生・教職員の場合



* 所属部局：学生は教務（学務）担当、教職員は総務担当
* 発熱等の症状：37.5℃以上の熱や呼吸器・上気道症状等

登校・出勤制限の基準 (令和4年7月29日現在)

学生・教職員の同居者の場合



* 所属部局：学生は教務（学務）担当、教職員は総務担当

* 発熱等の症状：37.5℃以上の熱や呼吸器・上気道症状等

【参考1】登校・出勤制限期間及び解除について

1. 感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除
感染者	保健所から指示された療養期間	保健所からの解除指示をもって解除
濃厚接触者	感染者との最終接触日の翌日から5日間	発熱等の症状がなければ解除
発熱等症状者	1) 医療機関を受診した者： A:検査結果「陰性」 B:検査不要と診断された	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 症状改善後 48時間まで </div> 症状が改善し、48時間経過で解除
	2) 医療機関を受診しない者： 「感染者」に準じて10日間	
海外渡航者	政府が指定する待機期間終了まで	待機期間終了で解除

2. 同居者が濃厚接触者となった者、同居者に発熱症状等がある者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除
同居者が濃厚接触者	1) 同居者の検査「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除
	2) 同居者の検査が実施されない場合は、同居者と感染者との最終接触日の翌日から5日間	本人が無症状であれば解除
	3) 同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで	休園期間終了時点で、本人が無症状であれば解除
同居者の発熱等症状	1) 医療機関での検査の結果、「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除
	2) 検査が実施されなかった場合は、症状軽快後48時間まで	本人が無症状であれば解除

※保健所から直接連絡はないが、“濃厚接触者”となる場合の例

- ・感染者自身（他者）から濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・子が通う学校から子が濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・子が通う幼稚園・保育園が休園となった。

【改訂概要】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について【第8版】

2022. 07. 29

1. 登校・出勤制限関係

事項	改訂後	改訂前
【2】 2 濃厚接触者の制限期間について	(変更) ・感染者との最終接触日の翌日から起算して、 <u>5日間</u> の登校・出勤制限	・保健所から指示された制限期間
		・保健所から指示がない“濃厚接触疑い”の場合は、 <u>7日間</u> の登校・出勤制限
【2】 3 発熱等症状者の制限解除について	(一部変更) ・医療機関受診者： A:検査結果が「陰性」 B:検査不要と診断された } 症状軽快後 48 時間で制限解除 ・医療機関未受診者：10 日間の登校・出勤制限 ※自身の健康観察に基づき制限解除。	
【3】 1 同居者が“濃厚接触者”となった場合の制限期間について	(変更なし) ・同居者の検査結果が「陰性」で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限は解除	
	(一部変更) ・同居者に検査が実施されない場合は、同居者の待機期間(同居者が感染者と最終接触した日の翌日から起算して <u>5日間</u>) は、登校・出勤を制限。6 日目から制限解除。	・同居者に検査が実施されない場合は、保健所が同居者の待機制限を解除した日をもって、制限解除 ・保健所からの指定がない“濃厚接触疑い”の場合は、学生・教職員は <u>7日間</u> の登校・出勤制限
	(追加) ・同居者が通う幼稚園・保育園が休園になった場合は、学生・教職員は休園期間終了まで登校・出勤制限	

2. 報告関係

- ・部局からの報告は、「感染者」が発生した場合のみとする。
- ・「経過観察日誌（様式3）」は、必要な場合にのみ提出を求める。

3. 様式変更

- 「新型コロナウイルス感染症感染等報告書（別紙1）」
- 「経過観察日誌（様式3）」